



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月14日金曜日 第1946号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	175
指定医師の所在地の変更.....	175
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	176
指定自立支援医療機関の指定（3件）.....	176
指定自立支援医療機関の辞退.....	176
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	176
土地改良区役員の就退任の届出.....	177
土地改良区の定款変更の認可.....	178
県営土地改良事業の換地処分（5件）.....	178
肥料の登録.....	178
肥料登録有効期間の更新（3件）.....	178
肥料の登録の失効（2件）.....	179
保安林の指定の解除.....	179
保安林予定森林.....	179
保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示.....	180
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	180
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	180
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	182

道路の区域変更（県道西条久万線）.....	182
道路の供用開始（"）.....	182
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	183
道路の供用開始（県道松山北条線）.....	183
道路の区域変更（県道松山伊予線）.....	183
道路の供用開始（"）.....	183
道路の区域変更（県道大洲保内線）.....	183
道路の供用開始（"）.....	184
道路の区域変更（一般国道441号）.....	184
道路の区域変更（一般国道378号）.....	184
道路の供用開始（"）.....	184
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	185
土地区画整備事業の換地処分.....	185
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正... 185	

公 告

争議行為の通知の公表.....	186
選挙管理委員会告示	
不在者投票のできる施設の指定.....	186

告 示

○愛媛県告示第343号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	脳神経外科	市立宇和島病院	藤原 聡	宇和島市御殿町1-1	平成20年3月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	西予市立宇和病院	仲村 聡夫	西予市宇和町卯の町1-246-1	"
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	"	市立八幡浜総合病院	蕪村 秀明	八幡浜市大平1-638	"
"	"	財団法人積善会附属十全総合病院	丸山 昌伸	新居浜市北新町1-5	"

○愛媛県告示第344号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
宮本二美	西条中央病院	西条市朔日市804	みやもと眼科クリニック	新居浜市坂井町3-6-26	平成20年2月1日
三好雅樹	伊予病院	伊予市八倉906-5	医療法人応仁会広瀬病院	八幡浜市昭和通1280-9	平成20年2月16日

○愛媛県告示第345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400154	有限会社タカハシ	八幡浜市沖新田1510番地53	水 野 豊	居宅介護	訪問介護ステーションももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成20年2月29日
3810400154	有限会社タカハシ	八幡浜市沖新田1510番地53	水 野 豊	重度訪問介護	訪問介護ステーションももたろう保内	八幡浜市保内町川之石2-21-4	平成20年2月29日

○愛媛県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
アップル薬局	新居浜市坂井町3丁目6番28号	株式会社サミット	精神通院医療（薬局）	平成20年3月1日
あすなろ薬局	西条市大町643番地2	株式会社あすなろ	精神通院医療（薬局）	平成20年3月1日

○愛媛県告示第347号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
村上医院	今治市吉海町本庄2988-1	医療法人村上医院	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	平成20年3月1日

○愛媛県告示第348号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
アップル薬局	新居浜市坂井町3-6-28	株式会社サミット		平成20年3月1日
紅屋薬局	西予市三瓶町朝立1-438-57	菊池 章		平成20年3月1日

○愛媛県告示第349号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	辞退年月日
西予市立宇和病院 （腎臓に関する医療）	平成20年3月31日

○愛媛県告示第350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド大洲店
大洲市徳森字宮方 319 - 1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年10月20日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,202平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
147台
イ 駐輪場の収容台数
64台
ウ 荷さばき施設の面積
106.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
37.50立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成20年 2月19日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 351 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、一本松土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 幹 生	南宇和郡愛南町正木1246番地
"	岡 崎 正 志	南宇和郡愛南町増田2406番地
"	徳 岡 谷 満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	本 田 伸 宏	南宇和郡愛南町増田3130番地
"	池 田 敏 明	南宇和郡愛南町小山1030番地
"	大 森 信 幸	南宇和郡愛南町中川1679番地
"	中 西 茂 文	南宇和郡愛南町中川702番地
"	大 西 常 文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	高 田 稔 久	南宇和郡愛南町広見3635番地
"	岡 原 俊 機	南宇和郡愛南町広見283番地
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
"	和 泉 信 之	南宇和郡愛南町満倉2505番地
監 事	藤 岡 章	南宇和郡愛南町正木2331番地
"	太 田 憲 男	南宇和郡愛南町増田1410番地
"	土 居 尚 行	南宇和郡愛南町広見2234番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 敏 明	南宇和郡愛南町小山1030番地
"	池 田 博	南宇和郡愛南町広見724番地
"	和 泉 浩 次	南宇和郡愛南町満倉2196番地 1
"	和 泉 信 之	南宇和郡愛南町満倉2505番地
"	入 江 繁 夫	南宇和郡愛南町中川1546番地
"	大 森 信 幸	南宇和郡愛南町中川1679番地
"	大 西 常 文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	岡 崎 隼	南宇和郡愛南町増田1395番地
"	岡 崎 正 志	南宇和郡愛南町増田2406番地
"	岡 原 役	南宇和郡愛南町広見2828番地
"	小 松 正 弘	南宇和郡愛南町増田2273番地
"	近 藤 正	南宇和郡愛南町増田2955番地
"	高 田 稔 久	南宇和郡愛南町広見3635番地
"	田 畑 雄 次	南宇和郡愛南町上大道825番地
"	田 原 茂 満	南宇和郡愛南町増田522番地
"	都 築 安 夫	南宇和郡愛南町広見1401番地 1
"	徳 岡 谷 満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	中 西 茂 文	南宇和郡愛南町中川702番地
"	美 口 正 夫	南宇和郡愛南町正木510番地 1
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
"	松 本 幹 生	南宇和郡愛南町正木1246番地
"	山 口 敬	南宇和郡愛南町小山260番地

"	山 口 修 児	南宇和郡愛南町一本松3576番地
"	藤 岡 章	南宇和郡愛南町正木2331番地
監 事	太 田 憲 男	南宇和郡愛南町増田1410番地
"	土 居 尚 行	南宇和郡愛南町広見2234番地

○愛媛県告示第 352 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 353 号

平成20年 3月 5 日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄 2 期地区（儀式 2 工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 354 号

平成20年 3月 5 日県営中山間地域総合整備事業東宇和西部地区（伊延西工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 355 号

平成20年 3月 5 日県営中山間地域総合整備事業佐田岬半島東地区（田浪工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 356 号

平成20年 3月 5 日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（堂野窪工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 357 号

平成20年 3月 5 日県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（長野工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 358 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年1月15日	愛媛県第1273号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料1号	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第 359 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年1月7日	愛媛県第1257号	生骨粉	南海純魚骨粉末1号	窒素全量 3.5 りん酸全量 20.0	該当事項なし	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第 360 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成23年1月16日	愛媛県第1258号	魚廃物加工肥料	魚粉肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.6 加里全量 1.0	公定規格のとお	下波漁業協同組合 愛媛県宇和島市下波3048番地

○愛媛県告示第 361 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成23年1月21日	愛媛県第1228号	魚廃物加工肥料	戸島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.2	公定規格のとお	戸島漁業協同組合 愛媛県宇和島市戸島2218番地

○愛媛県告示第 362 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年11月30日	愛媛県第1268号	加工家きんぷん肥料	スーパー有機	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 2.5	有限会社宇摩ポウトリー 愛媛県四国中央市土居町津根4392

○愛媛県告示第 363 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年 1月31日	愛媛県第1214号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
平成20年 1月31日	愛媛県第1215号	混合有機質肥料	混合有機質肥料2号	窒素全量 5.0 りん酸全量 10.0	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
平成20年 1月31日	愛媛県第1216号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第 364 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市郷字又野乙 218（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市光明寺二丁目乙86（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 365 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西宇和郡伊方町三崎2746から2754まで、2929、2932、2933、2937、2939、2942、2943
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三崎2929・2933・2937（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市吉田町知永字龍王4番耕地626の1、4番耕地627の1、4番耕地627の2、4番耕地628の1、4番耕地629、4番耕地630、字知永4番耕地829、4番耕地830の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町小成川381、382の1、382の2、384、385
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

○愛媛県告示第 366 号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成20年1月愛媛県告示第78号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list specific locations in Utsunomiya City and their corresponding owners.

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 367 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項

(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 3月17日から 3月31日まで

○愛媛県告示第 368 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 3月17日から 3月31日まで

○愛媛県告示第 369 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年 3月14日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

代表者 四国中央市長 井原 巧

四国中央市三島宮川3丁目4番15号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア 2-1工区

四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番15から同市三島中央1丁目字陣屋1930番57、同市三島中央字陣屋1930番6を経て同市三島中央1丁目字中ノ丁番外532番6に至る間の地先公有水面

イ 3-1工区

四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番15から同市三島中央1丁目字陣屋1930番57、同市三島中央字陣屋1930番6を経て同市三島中央1丁目字中ノ丁番外532番6に至る間の地先公有水面

- (2) 区域

ア 2-1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び17の地点と18の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川4丁目八幡池四等三角点)は、北緯33度58分50秒7299、東経133度32分57秒8209の地点

17の地点は、基点から真北309度44分29秒1,167.99メートル

ルの地点

27の地点は、17の地点から真北 310 度06分03秒0.15メー

ルの地点

26の地点は、27の地点から真北40度02分06秒180.92メー

ルの地点

25の地点は、26の地点から真北 354 度55分39秒 43.14メー
トルの地点

24の地点は、25の地点から真北 310 度00分03秒459.06メー
トルの地点

6の地点は、24の地点から真北39度58分43秒 16.37メー
トルの地点

18の地点は、6の地点から真北 129 度58分53秒489.79メー
トルの地点

イ 3 - 1 工区

次の各地点のうち35の地点から30の地点までを順次に結ん
だ線及び35の地点と30の地点を結ぶ平成 8 年の秋分の満潮位
(D.L.+3.66メートル)における公有水面と西防波堤と
の境界線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点)は、
北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点

35の地点は、基点から真北 308 度24分01秒892.71メートル
の地点

36の地点は、35の地点から真北 318 度19分46秒 10.28メー
トルの地点

37の地点は、36の地点から真北 315 度55分55秒 10.00メー
トルの地点

38の地点は、37の地点から真北 313 度33分27秒 10.00メー
トルの地点

39の地点は、38の地点から真北 311 度14分29秒 10.00メー
トルの地点

28の地点は、39の地点から真北 310 度00分34秒235.68メー
トルの地点

27の地点は、28の地点から真北40度02分14秒 16.25メー
トルの地点

17の地点は、27の地点から真北 130 度06分04秒0.15メー
トルの地点

18の地点は、17の地点から真北40度02分10秒277.91メー
トルの地点

7の地点は、18の地点から真北 130 度16分43秒 16.14メー
トルの地点

8の地点は、7の地点から真北 219 度48分47秒1.00メー
トルの地点

34の地点は、8の地点から真北 219 度59分25秒203.60メー
トルの地点

33の地点は、34の地点から真北 175 度00分28秒 29.33メー
トルの地点

32の地点は、33の地点から真北 130 度00分18秒 77.78メー
トルの地点

31の地点は、32の地点から真北 105 度21分19秒109.46メー
トルの地点

30の地点は、31の地点から真北 113 度49分47秒 18.91メー
トルの地点

(3) 面積

ア 2 - 1 工区 8,554.53平方メートル

イ 3 - 1 工区 12,500.23平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 9 年 3 月13日 愛媛県指令 8 港第 548 号

4 しゅん功認可年月日

平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 370 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第
22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん
功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、四国中央市役所において
告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年 3月14日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

ア 2 - 1 工区

四国中央市三島宮川 1 丁目字神之元2335番及び2336番の地
先公有水面

イ 3 - 1 工区

四国中央市三島宮川 1 丁目字神之元2335番の地先公有水面

(2) 区域

ア 2 - 1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉕の地点と㉖の地点を結
んだ線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点)は、
北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点

㉕の地点は、基点から真北 317 度44分24秒1.651.87メー
トルの地点

㉖の地点は、㉕の地点から真北 310 度00分17秒 17.00メー
トルの地点

㉗の地点は、㉖の地点から真北40度00分17秒308.82メー
トルの地点

㉘の地点は、㉗の地点から真北 310 度00分17秒3.96メー
トルの地点

㉙の地点は、㉘の地点から真北40度00分17秒8.19メー
トルの地点

㉚の地点は、㉙の地点から真北 130 度00分17秒 26.16メー
トルの地点

㉛の地点は、㉚の地点から真北 220 度00分17秒 37.00メー
トルの地点

㉜の地点は、㉛の地点から真北 130 度00分17秒269.00メー
トルの地点

㉝の地点は、㉜の地点から真北 220 度00分17秒8.00メー
トルの地点

㉔の地点は、㉓の地点から真北 310 度00分17秒276 .15メートルの地点
 ㉔の地点は、㉔の地点から真北 220 度00分17秒 20 .00メートルの地点
 ㉔の地点は、㉔の地点から真北 310 度00分17秒5 .05メートルの地点
 ㉔の地点は、㉔の地点から真北 220 度00分17秒245 .00メートルの地点
 イ 3 - 1 工区
 次の各地点を順次に結んだ線及び㉓の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域
 基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
 ㉓の地点は、基点から真北 330 度05分37秒1 .439 20メートルの地点

ルの地点
 ㉓の地点は、㉓の地点から真北 310 度00分17秒 11 .00メートルの地点
 ㉔の地点は、㉓の地点から真北40度00分17秒8 .00メートルの地点
 ㉔の地点は、㉔の地点から真北 130 度00分17秒 11 .00メートルの地点
 (3) 面積
 ア 2 - 1 工区 6 .028 98平方メートル
 イ 3 - 1 工区 88 .00平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成 9 年 3 月13日 愛媛県指令 8 港第 547 号
 4 しゅん功認可年月日
 平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 371 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市周布346番 2 から 同市周布348番13まで	平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 372 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市中興字川口丁 4 番12	旧	メートル 18 .0 ~ 20 .7	キロメートル 0 .018	
			新	20 .6 ~ 20 .7	0 .018	
"	"	西条市中興字川口丁 9 番 4 から 同字丁10番 4 まで	旧	8 .8 ~ 24 .0	0 .126	
			新	18 .4 ~ 29 .0	0 .126	

○愛媛県告示第 373 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市中興字川口丁 4 番12から 同字丁10番 4 まで	平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 374 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲885番15から 同市郷三丁目甲885番20まで	平成20年 3月14日
"	"	新居浜市郷三丁目甲854番 3 から 同市郷三丁目甲852番 2 まで	"

○愛媛県告示第 375 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市菅沢町800番 4 から 同市西谷乙248番 3 まで	平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 376 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山伊予線	伊予郡松前町大字出作字北分309番 3 から 同字243番 7 まで	旧	メートル 7.0~12.0	キロメートル 0.018	
			新	12.0~15.0	0.018	

○愛媛県告示第 377 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	伊予郡松前町大字出作字北分309番 3 から 同字243番 7 まで	平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 378 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地4611番 3	旧	メートル 6 5 ~ 8 6	キロメートル 0 .020	
			新	6 5 ~ 9 .1	0 .020	

○愛媛県告示第 379 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地4611番 3	平成20年 3月14日

○愛媛県告示第 380 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	大洲市北只437番 5 から 同市北只424番 1 まで	旧	メートル 3 6 ~ 12 4	キロメートル 0 .609	
			新	3 6 ~ 12 4 8 6 ~ 29 .0	0 .609 0 .504	
"	"	大洲市北只424番 1 から 同市北只568番 4 まで	旧	4 .0 ~ 9 .8	0 .092	
			新	8 4 ~ 21 .0	0 .086	

○愛媛県告示第 381 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	大洲市長浜字新地甲647番17から 同字甲645番 7 まで	旧	メートル 18 3 ~ 22 2	キロメートル 0 .042	
			新	18 5 ~ 22 3	0 .042	

○愛媛県告示第 382 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成20年3月5日あったので公表する。

平成20年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成20年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成20年3月31日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成20年3月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
介護老人保健施設	介護老人保健施設合歡の木	松山市古三津三丁目5-5